

# 環境美化活動の手続きについて

## 実施前の手続き

○作業実施日の一週間前までに、必ず下記の8項目について、環境保全課まで連絡してください。（電話連絡可）

- ① 自治会等名、②担当者名、③連絡先、④実施予定日（予備日含む）、⑤参加予定人数、⑥集積場所、⑦実施内容（汚泥の有無等）、⑧その他（使用車両の有無等）

注）連絡をせずに実施した場合、「ごみの回収」ができなくなります。

注）集積場所に変更がある場合は、変更後の位置を示した実施区域図を提出してください。

※区域図が用意できない場合は、ご相談ください。

## 環境美化活動の実施

○ 分別収集にご協力をお願いします。

注）分別方法は、「ごみの出し方・資源の出し方」を参照してください。

注）集積場所には、「一般ごみ」が混合しないように注意していただき、「環境美化活動のごみ」だと分かるように置いてください。

※ごみの種類や状態によっては、回収されない場合があります。

## 実施後の手続き

○作業終了後、下記の書類を環境保全課に提出してください。

- ① 環境美化完了報告書兼報償金交付申請書（要押印）
- ② 環境美化活動参加者名簿（小学生以上対象）
- ③ 実施区域図
- ④ 報償金の振込先がわかるもの（通帳の写しなど）

※変更がない場合は必要ありません。

\*年度内に2回目を実施される場合も、同様の手続きを行ってください。